

輪島市監査公表第 24 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年10月14日

輪島市監査委員 渋 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月3日（金） 放送課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回あらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○ケーブルテレビ運営においては、流合雑音ＳＴＭ調査等の予算を計上し、管理体制に努め、魅力ある番組の制作（観光等）に取り組んでいることが伺われた。今後も、市民の小さな声も聞きのがすことなく事業の推進を図り、ケーブルテレビ加入促進にとつなげられたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

- ① ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納について
負担の公平性と財源の確保を目指して、今後の滞納徴収対策に向け、具体的な計画を立て、引きつづき職員一丸で取り組まれたい。